

2023年9月14日

## 当金庫のインボイス制度への対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫は適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客さまが当金庫にお支払いいただいた手数料に含まれる消費税について、お客さまは当金庫の発行するインボイス（適格請求書）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。なお、具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

**当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T4370105001274**

当金庫のインボイス発行はお取引形態により下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

### 記

1. 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について  
営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。（両替手数料、融資関係手数料など）
2. 複写の振込依頼書を用いて手続きされる振込手数料について  
お客さまにお渡しする、「振込金（兼振込手数料）受取書」、「預金払戻請求書による振込受付書（兼振込手数料受取書）」がインボイスとなります。  
お手元に保管いただいております旧帳票はインボイス制度に対応していないため、2023年10月2日以降は窓口備え付けの新帳票をご利用くださいますようお願いいたします。
3. 各サービスでお支払いいただく各種手数料について  
各サービスでお支払いいただいている各種手数料については、インボイスの要件を満たした書面を発行いたします。（インターネットバンキングによる振込手数料、口座振替手数料、基本手数料など）  
インボイスの発行を希望されるお客さまは、窓口又は渉外係までお申し込みください。

4. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引については、発生する手数料が原則 3 万円未満となりますので、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となり、お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

したがって、A T M及び両替機から出力される「ご利用明細」等につきましては、インボイス制度に対応した様式変更は行いませんのでご了承ください。

5. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客様から商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）のお支払いをする際には、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応、その他各種手続きなどにつきましてご不明点等ございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上